

推進制限措置

1. 目的

現在または将来において共済事業の経営面、信用面に影響を及ぼす、あるいはそのリスクの高い推進方法、引受および異動の制限について、組合と全国共済連が一体的に取り組むことで、共済事業の信頼性健全性を維持し、もって共済契約者全体の利益保護を目的とします。

2. 制限内容

以下の共済契約の引受および異動について、全国共済連が共済事業の種類ごとに定めた共済契約引受基準または共済契約引受査定基準の規定にかかわらず制限します。

(1) 共済掛金払済共済契約への変更

① 私達は、既に締結されている共済契約について、共済掛金払済共済契約への変更をすすめることをいたしません。

② 私達は、共済掛金払済共済契約への変更を伴う新契約をすすめることをいたしません。

ア. 建物更生共済の既契約を共済掛金払済共済契約へ変更の上、その共済掛金払済共済契約の共済契約者と同一の者を共済契約者とする建物更生共済の新契約の締結をすすめること

イ. 終身共済または養老生命共済の既契約を共済掛金払済共済契約へ変更の上、その共済掛金払済共済契約の被共済者と同一の者を被共済者とする医療共済の新契約の締結をすすめること

(2) 平成5年度以前の年金共済契約における増額

平成6年3月31日以前に締結された年金共済契約について、年金額の増額をお受けいたしません。

(3) 平成5年度以前の共済契約における共済掛金の前納

平成6年3月31日以前に締結された終身共済契約および養老生命共済契約について、共済掛金の前納をお受けいたしません。

(注) 終身共済契約の払込終了後における特約掛金の前納については、共済契約者よりお申出があった場合は、制限いたしません。

(4) 農機具共済新契約の締結

農機具損害共済および農機具更新共済の新契約(農機具入替契約を含む。)を締結いたしません。

(5) 高額な一時払終身共済契約および一時払養老生命共済契約の締結

共済金額を1億円超とする一時払終身共済および一時払養老生命共済の新契約を締結いたしません。

平成 28 年 11 月

津別町農業協同組合
全国共済農業協同組合連合会

※ この推進制限措置は、全国共済連が「共済事業の共同実施に関する契約書」第19条に基づき定めたものです。